

◆◆市役所代表番号◆◆

☎ 58 - 2111 (伊奈庁舎・谷和原庁舎共通)

※旧谷和原村役場の番号(☎ 52 - 3141)にかけてもつながりますが、谷和原庁舎への直通電話ではありません。(最初に伊奈庁舎の電話交換室につながり、その後各課に転送されます。)

▼場所 水戸市民会館

101・102・103号会議室  
水戸市中央1・4・1

局 茨城県社会保険労務士会事務

☎ 029 - 226 - 3296

全国一斉無料成年後見相談会

▼日時 9月15日(土)午前10時～午後3時(受付時間は午後2時まで)

▼相談内容 遺言と成年後見に関する相談

▼近隣会場

○取手会場 取手市福祉交流センター

取手市寺田5144・3

○土浦会場 県南生涯学習センター 小講座室I

土浦市大和町9・1 ウララビル5階

▼方法 面接及び電話による相談

※本相談は面接相談を原則とさせていただきます。相談を希望する方は、前日までに電話にてご予約ください。

●**申請**(社)成年後見センター・

リーガルサポート茨城支部

☎ 029 - 302 - 3166

茨城司法書士会

☎ 029 - 225 - 0111

## 自動体外式除細動器(AED)をご利用ください

### ◎AEDとは

AED(Automated External Defibrillator)は、多くの突然死の原因となる心臓の危険な状態(心室細動)を自動で判断し、電気ショックを与えることで取り除くことのできる機械です。

### 茨城県AED設置施設認証制度

#### ●認証制度とは

だれでも使うことができるAEDの設置してある施設を県が承認し、施設の出入口に認証表示板を掲示してもらうことによって、心肺停止患者の救命率の向上とAEDの普及を図ります。

#### ●認証の条件

- AEDが動作可能である
- AEDが容易にわかる位置に設置してある
- AEDの所有者の許可が必要ない
- AEDが医療器具として薬事法の承認を得ていること
- 原則、AHA(American Heart Association)、消防本部、日本赤十字社のいずれかが行う心肺蘇生講習会を受講しており、その証明書などの提供をできる方が施設にいること

#### ●申請方法

認証を希望する施設の管理者が管轄の保健所へ認証の申請を行います。

- つくば保健所 ☎ 029 - 851 - 9287

### 茨城県AED貸出事業

#### ●対象の行事

県内で実施されるイベント、スポーツ行事などで、保健所長が認める行事

#### ●貸出条件

原則、AHA(American Heart Association)、消防本部、日本赤十字社のいずれかが行う心肺蘇生講習会を受講しており、その証明書などの提出をできる方が常時イベント会場にいること

#### ●費用

原則無料

#### ●申込方法

1か月前までに、貸し出し用AEDがある保健所へお申込みください。

- 土浦保健所 ☎ 029 - 821 - 5351

局 県保健福祉部医療対策課 ☎ 029 - 301 - 3186